

平成 28 年 10 月 1 日からの入札制度の改正について

趣旨

公共工事に係るダンピング等の更なる対策を強化するため、最低制限価格及び低入札調査価格の算出方法の明確化を行う。

今回は現場管理費の算定式を0.80から0.90に変更する。

概要

①対象工事：130 万円以上で競争入札に付す建設工事に適用

②設定基準：

改正前	改正後
【算定式】 直接工事費×1.00 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.80 一般管理費×0.55 {(①+②+③+④)÷工事価格 +ランダム係数}×予定価格	【算定式】 ①直接工事費×1.00 ②共通仮設費×0.90 ③現場管理費× <u>0.90</u> ④一般管理費等×0.55 {(①+②+③+④)÷工事価格 +ランダム係数}×予定価格
【設定の範囲】 予定価格の 80/100～92/100の範囲	【設定の範囲】 予定価格の 80/100～92/100の範囲

※ランダム係数：△1～1%以内

(△0.01000～0.01000)

予定価格の92%～80%の範囲内でランダム係数分を加減する。

適用開始日

平成 28 年 10 月 1 日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。